

日本書紀 朔日考 (下ノ一)

内 山 守 常

# 日本書紀曆考（下ノ一）

内山守常

## § 7. 令義解と令集解

「令義解」は周知のように、『大宝令』の注釈書の一つで、10巻よりなり、天長10年（833）2月に、右大臣清原夏野等が、勅を奉じて撰述したものである。また、「令集解」は、貞観の頃（859～876）——現在もっと年代がつかまっているようだが——明法博士惟宗直本の編纂したもので、「令義解」が政府の統一解釈であるのに対して、「令義解」を始め、諸学者の説を集大成して、「令」の精神を明かにしようとしたものである。

「令集解」のことを教えられたのは、前述の桃裕行先生の「日本歴史」1976年1月号の論文だが、同論文に引用された部分をも含めて、「令集解」の巻三、職員令中務の陰陽寮の部分（原漢文）を、黑板勝美博士の「国史大系」本（吉川弘文館刊）によって、私なりの仮名交り文で引用しておこうと思う。この時代に考えられていた暦法に対する参考となると思うからである。

なお前述のように、「令集解」には「令義解」の文がそのまま引用されている。そこで「令義解」の文は、太字で記しておく。なお振仮名はもちろん私の附加したもので、一カ所を除いて（後述）、原文の返り点送り仮名にすべて従って読み下したが、原文には返り点がなく直読されていたと思われる部分も、それでは意味がはっきりしないので、返り点を補って読み下した部分もある。それは後に記るして責任を明らかにしておいた。なお括弧でくくったうち（ ）内は、原文に割注として示されているもので、〔 〕内は私の補記である。例えば、天平二年〔730〕のようである。

また「,」を補った。

**陰陽寮** 積に云う。天平二年〔730〕三月廿七日、太政官奏して云う。

「陰陽得業生三人。曆得業生二人。並びに大学生<sup>したが</sup>准う」と。

頭一人。天文。曆数。風雲の気色<sup>(1)</sup>。異あらば密封奏聞する事<sup>(2)</sup>を掌どる。<sup>(3)</sup>謂えらく、天文は、日月五星廿八宿なり。曆数は、日月の度数を計りて、曆を造り、時を授くるなり。<sup>(4)</sup>気色は風雲の気色なり。言うところは、五雲の色を以て、其の吉凶を視、十二風氣<sup>うらな</sup>を候い、その妖祥を知るなり。それ天文博士の職掌なり。<sup>(5)</sup>唯気色を言いて、風雲を言わざるは、気色を挙げれば、則ち風雲あるを知るべき故なり<sup>(6)</sup>。

古記に云う。「天文は日月蝕星変を謂うなり」と。<sup>(7)</sup>伴此の記求むべし。伴云う。「五星は、東方歳星(地にあるは青龍)、南方<sup>(8)</sup>熒惑(地にあるは朱雀)、中央鎮星(地にあるは狗陳)、西方太白(地にあるは白虎)、北方辰星(地にあるは玄武)なり。二十八宿は、東方は角(二星)、亢(四星)、氏(四星)、心(三星)、房(四星)、尾(九星)、箕(四星)なり。南方は、斗(六星)、牽牛(六星)、織女(四星)、虚(三星)、危(三星)、室(二星)、東壁(二星)なり。西方は、奎(十六星)、婁(三星)、胃(三星)、昂(七星)、畢(八星)、觜(三星)、參(十星)なり。北方は、東井(八星)、輿鬼(五星)、柳(八星)、七星(七星)、張(六星)、翼(二十二星)、軫(四星)なり。天文図凡そ三百八十二宮、一千四百六十二星なり」と。

積に云う。曆数とは尚書堯典に云う「乃ち羲和に命じ、<sup>(8)</sup>昊天<sup>すなわ</sup>に<sup>(9)</sup>飲み<sup>つつし</sup>若<sup>したが</sup>いて、日月星辰を曆象し、敬しみて民に時を授けしむ」と。孔安国曰く、「重黎<sup>ちようれい</sup>の後<sup>(9)</sup>羲氏、和氏<sup>よよ</sup>、世天地を掌どるの官たり<sup>(10)</sup>。故に堯これに命じて、昊天を敬順せしむ。昊天とは元氣広大なるを言うなり。星は四方の中星なり。辰は日月の会する所な

り。その分節を曆象し、敬みて天の時を記るし、以って民に授くるなり。これその目〔日〕を挙げ、下に別に序するなり<sup>90</sup>〕と。

大戴礼に、「聖人日月の数を察守して、以って星辰の行を察し以って四時の順逆を序す。これを曆というなり」と。<sup>91</sup>穴云う、「風雲の二氣、一はすでに説きおわれり」と。〔(8)は「けいわく」と読んでもよい。〕

孔安国曰く、「曆は象節を分つものなり<sup>92</sup>」と。世本に<sup>93</sup>、「容成、<sup>94</sup>曆を作る」と。宋忠云う、「黄帝の臣なり」と。今、曆を推するに黄帝調曆日述<sup>95</sup>あるなり。また世本に、「隸首<sup>96</sup>、数を作る」と。宋忠曰く、「黄帝の史なり」と。これを案ずるに、日月曆数をかながえ曆を造る。この故に大戴礼云と。(上にあり。)

また、古記に云う<sup>97</sup>。「曆数は、十九年を一章となし、三年閏九月。六年閏六月。九年閏三月。十一年閏十一月。十四年閏八月。十七年閏五月<sup>98</sup>。十九年閏十二月となす。<sup>99</sup>閏をおかざれば、いまだ三年に盈たざるに一月たがい、正月をかえて二月となす。いまだ九年に盈たざるに、すでに三月をたがい、すなわち春を以って夏となす。いまだ十七年に盈たざるに、すなわち六月を差校し、すなわち春を以って秋となす」と。

春秋正義<sup>100</sup>に曰く、「古今の曆を言う者は、大むね皆周天を以って三百六十五度四分度の一となす。日の行くこと月に比べて遅しとなし、毎日行くこと一度。故に一歳すなわち一周天を行く。月の行くこと日に比べて疾しとなす。毎日行くこと十三度十九分度の七。故に一月内には則ち一周天を行く。また、行くこと廿九度過半にして、すなわち遂に日に及ぶ。一月一週天というは略<sup>101</sup>これを言うのみ。その実は、日に及ぶの時は、ただに一周天にはあらざるなり。日月ともに天を行くと雖も、しかも各道あり。廿九日過半を積るごとに、行く道交錯して、相ともに会集す。その一会

を以って、これを一月と謂う。每一歳の間、凡そ十有二会。故に一歳を十有二月となす<sup>四〇</sup>。

四〇日月は動く物にして、行度大量ありと雖も、すこしく盈縮あらざる能わざるなり。また曰く、四〇期は三百有六旬。謂えらく、冬至より冬至に至る、必らずこの数を満たす、乃ち周天なり。凡そ二十九日過半にして、月行日に及ぶ。これを一月と謂うなり。過半とは一日を謂う。曆法に於ては〔一日を〕分けるに九百四十分となし、月行日に及ぶは必らず四百九十九分なり。これ半<sup>なか</sup>ばを二十九分過ぐ。今一歳周は三百六十五日四分日の一あり。その〔月の〕十二月一周は、ただ三百五十四日なり。これ十一日四分日の一少なし。いまだ氣周を得ず。細かくこれを言えば、一歳は少弱十一日をとどむ〔残る〕。しかる所以のものは、一月に餘分廿九あり。一年十二月には余分三百四十八あり。これを一歳すでに三百五十四日を得、また余分三百四十八歩〔=分〕を得。それ四分日の一は、一日を九百四十分となせば、すなわち四分日の一は二百三十五分となる。今余分三百四十八の内において、二百三十五を取り、以って当に四分日の一をのぞくべし。余分すなわち一百一十三あり。その整日ただ十一日あり。また余分一百一十三を以って、その一日九百四十分より減ずれば、ただ八百二十七分あり。これ一年有余十日八百廿七歩〔=分〕なり。一百一十三分少くして十一日にはならず」と。(一卷正義文)

また、釈に云う「風は物を動かす所以なり。天地の気なり。音は甫融の反なり。雲は山川の気なり。音は禹軍の反なり」と。また古記に云う。「卿雲は太気なり。朔日望雲すれば、則ち災祥覲るべきなり」と。左氏伝に、「天に六気あり。陰陽風雨晦朔なり」と。楚漢春秋に、「蚩父謀って曰く、『吾人をして沛公を望ましむ。長氣天をつき、或いは龍に似たり。或いは虎に似たり。人臣

の氣にあらざるなり』と。」史記に云う、「その氣皆龍虎のごとく、或いは五色をなす。これ天子の氣なり」と。氣は上の三物の色なり。釈に云う。或るひと云う。「蒙霧の類、これを氣色と云う」と。氣の音は杜既の反なり。此の上の古記と釈と別なし。東方朔の書に云う、「正旦雲氣を瞻<sup>み</sup>、当年の豊凶災祥を知るなり」と。また、穴云う、左伝に云う、<sup>𠄎</sup>「凡そ分至啓閉には必らず雲物を書す」と。杜云う、「物は氣色災變なり」と。正義に云う、「言うところは、物は氣色の謂なり。雲にあらざして別に氣色あり。故に恐らくは雲とともに相乱れん。故に別に氣色を云うなり」と。天文博士は天文氣色をうらなうなり。謂えらく、「天文と氣文と二事なり。文を略せるなり」と<sup>𠄎</sup>。

穴云う、「天文もまた異あるに合わすなり。しかれば心は天文以下に属す。皆奏聞するなり。ただし曆數の文は、中聞班のみ」と。

**助一人。允一人。大属一人。少属一人。陰陽師六人。占筮し、**  
地を相<sup>み</sup>ることを掌どる。謂えらく。占は數を極め、來を知りて占なうことをいうなり。筮は著と筮をいうなり。相は視るなり。古記に云う。「陰陽師は地を相るなり。見ると訓じ、量<sup>はか</sup>ると訓ずるなり」と。

**陰陽博士一人。** 私問う。陰陽師その位、博士その位。しかも陰陽博士の上に居るの由やいかん。答。博士と生と相隔つべからず。かくのごとくに作るのみと。陰陽生等を教えることを掌どる。

**陰陽生十人。** 陰陽を習うことを掌どる。

**曆博士一人。** 曆を造ることおよび曆生等を教えることを掌どる。

**曆生十人。** 曆を習うことを掌どる。

**天文博士一人。** 天文氣色をうらない、異あれば密封し及び天文生等を教えることを掌どる<sup>𠄎</sup>。

**天文生十人。** 天文気色をうらなうことを習うことを掌どる。朱云う、習うこととうらなうことと二事なるや」と。先云う、「一事なり。此の生は考ええざるなり。凡そ令は通例なり。師ある生は考え得ざるなり。ただ僛役を免がるのみなり」と。跡云う。「天文生考えうるとするは否なり」と。

**漏刻博士二人。** 守辰丁を率いて、漏刻の節を伺うことを掌どる。

**守辰丁二十人。** 朱云う。「問う。未だ知らず、考え得るのか。」と。答。「考え得ず」と。すなわちこの中の長者をとるも、漏刻博士となる者は、いまだあらず」と。漏刻の節を伺い、時をもつて鐘鼓を撃つことを掌どる。〔原本漏刻はすべて漏尅である〕

**使部二十人。直丁三人。** 〔令義解には、直丁二人とある。〕

以上黒板勝美博士の「国史大系」本（吉川弘文館刊）によった。

前述の明らかに誤りであるというのは、左伝を引用した部分④で、国史大系本——以下「原本」と書くことにする——では、「凡そ分、啓閉に至れば、必らず雲物を書す」と読ませるつもりのものである。そしてこれは原本が悪いのではなく、恐らく「令集解」の著書が、左伝を理解しないために起った誤りであろうと思うが、これは春秋左氏伝の僖公五年の条にある伝を引用したので私の記したように「凡そ分至啓閉には、必らず雲物を書す」と読まねばならないものである。分は春分と秋分のことで、至は冬至と夏至、啓は立春と立夏、閉は立秋と立冬である。すなわちこれらの時には、必らず雲気の色を書くという意味であって、原文のような読み方は成立しない。

さて、最初の「頭」の任務のところは、「令義解」，「令集解」とも(1)の「風雲の気色」のところで切れていて、それから2行書きの細字となり(3)の「謂。天文者。日月五星廿八宿也。」以下を注釈としている。そして「令義解」では前記太字の部分の(6)までが書かれ。「令集解」では(25)の「天文與気文二事也。文略也。」までが書かれて、次の(2)の「有異密封奏聞事」

が書かれている。しかし私は頭の任務（恐らくは「令」の本文）だけを一気に書き下して、註釈は後にまわした。形を変えたので、念のため記しておく。なお、「令」には、「頭」の任務を、「天文。曆数。気色。有異密封奏聞事。」とあったのではないかと思う。後の(26)の「天文博士一人。掌候天文気色。有異密封。及教天文生等」と対応する文章ではなかったかと思う。そうでないと、(3)の「気色者。風雲之気色也」および(4)の「唯言気色。不言風雲者。」の註がおかしくなってくる。「風雲」の2字は恐らく「令」にはなく、「令義解」で補われたものであろう。

少し脱線したが、私はここで「令集解」の解釈をするつもりはないし、またその資格もないが、読み下し文を書いた責任上、少し気のついたことを記しておく。原文の誤りであるなどと高慢なことを書いたが、私の読み方にも多々誤りはあるであろうと思うので、大方の御示教を得たいが、上のように読んだ理由も少し述べておきたいと思う。

尚書堯典の「欽若昊天」は普通は「<sup>つし</sup>欽みて<sup>したが</sup>昊天に若いて」と読まれているのは承知しているが、「令集解」には「𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎」<sup>と書いてあるので</sup>特に(8)のように読んだのである。次の「重黎之後<sup>(9)</sup>」以下「此舉其目下別序也<sup>(10)</sup>（この部分原文には返り点がない）」までが、尚書堯典の「乃命義和。欽若昊天。曆象日月星辰。敬授人時」に対する孔安国の註である。この註と原文を比較すると、原文の「世掌天地之官<sup>(11)</sup>」を、註は「世掌天地四時之官」となっているが、「令集解」では四時を省いたのであろうか。また「使」字の省かれたところもあるが、補って読んでおいた。(7)の「伴此の記求むべし」は黒板博士が原文の欄外に示されたように傍注が入ったのであろう。(11)の「穴云。風雲二氣。一己說了。」も恐らく同様であろう。

<sup>左</sup>伊藤政次博士の「日本曆学史」は実に勢力的な大変な労作であるが、その43ページに、日本の曆官制について、「この方面については、「古事類苑」方技部に見えている。大宝令による陰陽寮の官制によって知ることができるので写しをのせることにする」として、(近刊の「曆学史大全」で43頁)



「下利序也。大戴禮，聖人察守日月數，以察星辰之行，……以下上記の(25)文略也。有異密封奏聞事。」まで引用があり，さらに，

「上朱沙三兩請藏人所，兔毛筆十二管請図書寮……」が掲載されている。

私は「方技部」を調べたのだが，上の前半，すなわち「令集解」の部分は残念ながら私の持っている昭和45年4月20日印刷の吉川弘文館版では見出されなかった。私のものにも，後半の上朱沙三兩以下（これは延喜式の文である。）は方技部第六曆道（下）造曆用途（吉川弘文館版406頁）で見出した。前半は原典に当たったのでないので，何とも言えないのだが，「日本曆学史」の「下利序也」は(10)の「此舉其目下別序也」の下4字であるようだ。そして，別を利と誤ったものであろう。「日本曆学史」に引用されている部分を，原文と対照してみると(11)の「穴云，風雲二氣。一己說了」が「穴氏云，凡雲三氣」これだと「凡そ雲には三氣（あり）」というので少し意味が違ってくる。原文の方は「風と雲の二氣」であろう。次に(12)は原文では「𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎」𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎としているが，これを「𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎」𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎（象を分ち節を曆するなり）としている。そして次の(13)「𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎」𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎を，「𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎」𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎（世本客作曆をなす）としている。「世本」は秦漢の間に作られたと考えられている書物の名で，器物の創作者や氏姓の出所を記したものである。「容成」は黄帝の史官で始めて律曆を作った人であり，このことは「淮南子」脩務訓にもでていいる。だから客は明かに誤りである。なおついでながら隸首のほうは，黄帝の史官ではなく，単に黄帝の時の人で，始めて算数を定めた人となっている。これは劉宋の范曄の後漢書卷十一にも「隸首数を作る」とでていいる。次の「𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎」𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎と「𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎」𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎としている。その他文字の誤りだけで，十四，五あるが一々記さない。之を六にししたり，六を天にししたり，也を地にししたり，一を日にししたり，上を五にししたり，先を元にししたり，或を成にししたりしている類である。そして例の左伝の引用は，全く同じになっている。これを要するに，~~伊~~藤博士の校正ミスでなければ，~~伊~~藤博士が

引用された原典の時代には、大分誤った読みが行われていたと思わねばならない。学問が誤って伝えられる姿を眼の当りに見た気がする。

ところで、次の古記云(17)以下が、桃先生も引用された問題のところである。これも孔穎達の「正義」からの引用であると思う。しかし、一カ所数字の違うところもあり、前述の伊藤博士の例でもわかるように、孫引きである確率が高い。あるいは写し<sup>佐</sup>違いということも考えられないこともないし、他の書物からとも全く云えないわけではないが、恐らく孫引きであろう。あるいは春秋の原本の違いもあるかも知れない。

ここには参考のため、左伝文公元年にある「正義」の文をそのまま引用しよう。ただし読みやすいように、句読点を入れるかわりに、私の責任で間をあけた。

正義日 古今曆法 推閏月之術 皆以閏余 減章歳余 以歳中乘  
之 章閏而一 所得為積月 命起天正算外 閏所在也 其有進退  
以中氣定之 無中氣則閏月也

とまず閏月の計算法を説明している。そして次が問題のところである。

古曆十九年為一章 章有七閏 入章三年閏九月 六年閏六月 九  
年閏三月 十一年閏十一月 十四年閏八月 十七年閏四月 十九年  
閏十二月

私は嘉慶二十年(1815)版の重榮宋本十三經注疏の写真版によって記しているが、この版では、曆がすべて麻になっているが、現在の用字にした。アンダーラインをした「章に七閏あり。章に入って」の6文字が、「令集解」の原文にはない。これがあればなおよく分ったと思う。またもう一つのアンダーラインをつけた十七年閏四月が、原文では五月になっている。そして次の「不置閏。未盈三年。差一月」以下の文章は「春秋正義」にはない。そして僖公五年の伝の正義には

又 閏之相去 曆家大率三十二月耳〔毛本「三十三月」とする〕  
とだけ記るしている。そして、「令集解」の原文は、ここからは、同じ孔

穎達の「尚書正義」からとったものと思う。すなわち、尚書堯典第一の

帝曰咨汝羲暨和朞三百有六旬有六日 以閏月定四時成歲 允釐百

工 庶績咸熙

の疎の終りの方の「正義」の文のまた終り近くに

所以無閏時不定歲不成者 若以閏無三年 差一月 則以正月為二月 每月皆差 九年差三月 即以春為夏 若十七年差六月 即四時相反 時何由定歲 何得成乎 故須置閏 以定四時 故左伝云 履端於始 序則不愆 舉正於中 民則不惑 歸除於終 事則不悖 是也 先王以重閏焉

がある。「令集解」の

未盈三年 差一月 正月反為二月 未盈九年 已校三月 則以春為夏 未盈十七年 則差校六月 便以春為秋

と大むね一致している。

もっと近い言葉が「春秋正義」にあればよいのだが、今のところ私には見出されていない。なお前の「十七年閏四月」の問題だが、曆法上は、閏四月の方が正しく、閏五月は誤りである。

次の春秋正義曰(20)の文は、左伝の 隱公三年の経の 孔穎達の 疏の文である。今ここに前と同様の方針で、「正義」の文をそのまま引用してみると、

正義曰 古今之言曆者 大率皆以周天 為三百六十五度四分度之一 日行比月為遲 每日行一度 故一歲及行一周天 月行比日為疾 每日行十三度九分度之七 故一月內則行一周天 又行二十九度過半 乃逐及日 言一月一周天者 略言之耳 其及日之時 不啻一周天也 日月雖共行於天 而各有道 每積二十九日過半 行道交錯 而相與會集 以其一会謂之一月 每一歲之間 凡有十二會 故一歲為十二月

ここまでが、そのまま引用されているわけである。そして「正義」はこの後日月食のことを述べているが、原文ではそれを省略して、「日月は動

くもの<sup>(22)</sup>』というところへ続いている。ここでは繁をいとわず、中略された部分も示しておく。すなわち上に続いて、

日食者 月掩之也 日月之道 互相出入 或月在日表 從外而入  
内 或月在日裏 從内而出外 道有交錯 故日食也 二十九日過半  
月及日者 以曆家一度分 為九百四十分 則四百七十分為半 今月  
來及日 凡二十九日又四百九十九分 是過半較二十九分也 日有食  
之 言有物來食之也 日月同處 則日被月映 而形魄不見 聖人不  
言 日被月食 而云日有食之者 以其月不可見 作不知之辭

穀梁伝曰 其不言食之者何也 知其不可知也 是言慎疑 故不言  
月也 朔則交会 故食必在朔 然而每朔皆會 每月常食 故解之  
言 日月動物 雖行度有大量 不能不小有盈縮 故有雖交会 而不  
食者 或有頻交而食者 自隱之元年 尽哀二十七年 積二百五十五  
年 凡三千一百五十四月 唯三十七食 是雖交而不食也（以下略）  
としている。この下線部が原文に用いられているわけである。

さてその後の「又曰」<sup>(23)</sup>から後も、やはり「春秋正義」の文であるが、これは又前の文公元年の「春秋正義」の後半で、その始めの下線部分は、今度は省略されているところであるが、やはりついでにここに紹介しておく。なお、〔 〕内は前同様理解のために私の補ったものである。

正義曰 日月転運於天 猶如人之行歩 故推曆謂之步曆 步曆之始 以為術之端首 謂曆之上元 必以日月（之）全數為始 於前更無余分 以此日 為術之端首 故言履端於始也 朞之日三百六十有六日 謂從冬至至冬至 必滿此數 乃周天也 日月之行 有遲有速 日行遲 月行速 凡二十九日過半 月行及日 謂之一月 過半者謂一日 於曆法 分為九百四十分 月行及日 必四百九十九分 是過半二十九分〔 $499 - (940 \div 2) = 499 - 470 = 29$ 〕今一歲氣周 有三百六十五日四分日之一 其十二月一周 唯三百五十四日 是少十一日四分日之一 未得氣周 細而言之 一歲止少弱十一日 所以然

者 一月有余分二十九 一年十二月 有余分三百四十八〔 $29 \times 12 = 348$ 〕 其四分日之一 一日為九百四十分 則四分日之一 為二百三十五分〔 $940 \div 4 = 235$ 〕 今於余分三百四十八内 取二百三十五 以当卻四分日之一 余分仍有一百一十三〔 $348 - 235 = 113$ 〕 其整日唯有十一日 又以余分一百一十三 減其一日九百四十分 唯有八百二十七分〔 $940 - 113 = 827$ 〕 是一年有余十日八百二十七分 少一百一十三分 不成十一日也

$$\begin{aligned}
 & \text{〔計算の仕方： } 365 \frac{1}{4} - 29 \frac{499}{940} \times 12 = 365 \frac{235}{940} - (29 \frac{1}{2} + \frac{29}{940}) \times 12 \\
 & = 365 \frac{235}{940} - 29 \frac{1}{2} \times 12 - \frac{29}{940} \times 12 \\
 & = 365 \frac{235}{940} - 354 - \frac{348}{940} = 11 + \frac{235}{940} - \frac{348}{940} = 11 - \frac{113}{940} \\
 & = 10 \frac{827}{940} \text{〕}
 \end{aligned}$$

次の左伝の「天有六氣。陰陽風雨晦朔也」は、昭公元年の伝で「天有六氣（中略）六氣曰陰陽風雨晦明也」とある。

分至啓閉は前に書いたが、その後の「杜云。物気色災変也」は同じ場所（僖公五年の伝）の晋の杜預の注で「雲物気色災変也」と記してある雲を脱したのである。また次の「正義曰」は同じ場所で、分至啓閉を説明した後、

言物謂気色者 謂非雲而別有気色 杜恐與雲相乱 故別云気色也と記るしている。原本の故は、杜（注釈者杜預のこと）になっている。

以上、陰陽寮の職員令について、気のついたことを述べた。

（27）「史記集解」には、「孔安国曰 重黎之後 羲氏和氏 世掌天地之官」とある。これが出所とすると、全体についてまた「史記集解」を調べてみる必要がある。（未完）